

# 滋賀県林業事業体の雇用管理の改善および事業の合理化のための改善計画認定要領

(平成8年4月3日滋林緑第205号)

最終改正(令和8年1月19日滋び流第34号)

## (趣旨)

第1条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号、以下「法」という。)第5条に規定する改善措置についての計画(以下、「改善計画」という。)を事業主が作成し、その認定を受けようとする場合の手続き等については、法、同法施行令(平成8年政令第153号)、同法施行規則(平成8年農林水産省・労働省令第1号)、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について(平成8年5月24日付け8林野組第120号・労働省発職第141号)、林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について(平成8年5月24日8林野組第121号、職発第370号)に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

## (作成主体)

第2条 改善計画を作成することができるものは、次のとおりとする。

- 一 単独の林業事業主
- 二 複数の林業事業主の共同
- 三 単独の林業事業主と滋賀県林業労働力確保支援センター(以下、「支援センター」という。)の共同
- 四 複数の林業事業主と支援センターの共同

2 共同して改善計画(以下、「共同改善計画」という。)を作成する場合には、共同して作成する改善計画と個別の事業主の改善計画の双方について、知事の認定を受けるものとする。

## (記載内容)

第3条 改善計画には、下記の内容を記載するものとする。

なお、改善計画は、事業主の経営全体に着目した制度であるので、当該事業主の経営全体について作成するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。従って、その経営に係る事業所が複数所在する場合、同一の改善計画を作成することを原則とする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあつて、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理および事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はなく、また、林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要はない。

- 一 改善措置の目標
- 二 改善措置の内容
- 三 改善措置の実施時期
- 四 改善措置を実施するために必要な資金の額およびその調達方法
- 五 法に基づく委託事業を実施する場合は、当該事業に係る労働条件その他の募集の内容

(計画期間)

第4条 改善計画の計画期間は4年超、かつ、5年を超えない期間とする。

(認定の申請)

第5条 事業主が単独で行う改善計画の認定の申請は、別添様式1および別添様式2のそれぞれ1部およびそれらの写し各3部に所定の添付書類を添えて、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する森林整備事務所または西部・南部森林整備事務所高島支所に提出して行うものとする。

2 第2条第2項に基づく認定の申請は、別添様式3、別添様式4および別添様式2のそれぞれ1部およびそれらの写し各3部に所定の添付書類を添えて、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する森林整備事務所または西部・南部森林整備事務所高島支所に提出して行うものとする。

(計画の認定)

第6条 知事は、改善計画が別紙認定基準に照らし、適正であると判断される場合には、計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 改善計画を認定したときは、別添様式5により申請者（以下、「認定事業主」という。）に、また別添様式6により支援センターおよび滋賀森林管理署に通知するものとする。

(改善計画の変更)

第7条 認定に係る改善計画(以下、「認定計画」という。)の変更を申請しようとする事業主(認定に係る共同改善計画にあっては、支援センターを含む。)は、別添様式7に変更する事項を記載し、当該申請書1部およびその写し3部を当該事業計画の対象となる事業所の所在地を管轄する森林整備事務所または西部・南部森林整備事務所高島支所に提出して行うものとする。

2 前項の変更の申請は、次の各号に掲げる場合とし、その他の認定計画の軽微な変更については、別添様式8の届出書の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

一 改善措置の目標を変更する場合(ただし、事業規模の拡大および労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度(会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には暦年とする)の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲の事業実行に伴う増減については、この限りではない)

二 改善計画の項目を追加または廃止する場合

三 共同改善計画に参加する事業主の数が増加または減少する場合

四 改善計画の実施期間を変更する場合

五 改善計画の実施時期を変更する場合(ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。)

六 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の内訳ごとの設備投資額を概ね3割を超えて変更する場合

3 変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めて概ね5年間(終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで)以内とする。

(改善計画の変更の認定)

第8条 知事は、認定計画の変更を認定する場合には、第6条の計画の認定の例による。この場合、申請者に対しては別添様式9により、支援センターおよび滋賀森林管理署に対しては別添様式10に

より、通知するものとする。

(改善計画の取消)

第9条 知事は、認定計画(第7条による変更認定計画を含む。以下、この条について同じ。)の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

2 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて改善措置を実施する見込みがなくなつたと認められる場合、または当該認定計画が法令および別に定める認定基準を満たさなくなつたと認められる場合には、当該認定計画の認定を取り消すことができるものとする。

3 知事は、認定を取り消す場合は、当該事業主に対しては別添様式11により、支援センターおよび滋賀森林管理署に対しては別添様式12により、通知するものとする。

(改善措置の実施状況等報告)

第10条 認定事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、別添様式13により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに、支援センターに報告するものとする。

2 認定事業主は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、別添様式14により、支援センターに報告するものとする。

3 支援センターは、認定事業主に対して第1項および第2項の報告をするよう指導するとともに、取りまとめて知事に報告するものとする。

(認定事業主の公表)

第11条 知事は、第6条による改善計画の認定、第7条第2項による届出書の受理、第8条による改善計画の変更の認定または第10条による改善措置の実施状況報告の受理を行ったときは、次の各号に掲げる項目(認定事業主が公表を望まない項目を除く。)を公表するものとする。

- 一 認定日
- 二 営業組織の別
- 三 改善計画の期間
- 四 事業主名
- 五 代表者の役職・氏名
- 六 主たる事務所の所在地
- 七 技能者の在籍状況および技能者への処遇改善措置等の有無

付 則

この要領は平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は令和8年1月19日から施行する。

## 別紙

### 林業事業体の雇用管理の改善および事業の合理化のための改善計画認定基準

- 1 改善計画の認定の申請をしようとする事業主が、当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められること。
- 2 改善計画の内容が雇用管理の改善（雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進など）および事業の合理化（事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能向上など）のいずれの改善措置についても取り組むものであること。
- 3 改善計画に労働条件に関する改善措置を含めて作成する場合にあっては、当該改善措置の内容が、労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。
- 4 雇用管理者が選任されていること。
- 5 林業労働者の雇用にあたり、雇用に関する文書を交付していること。また、労働基準法第 89 条に基づく就業規則を作成し、行政官庁に届け出ていること。
- 6 労働者災害補償保険および雇用保険または林業退職金共済制度等に加入していること。
- 7 林業労働者を 1 人以上雇用しており、計画の終期に 4 人以上であること。

様式1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書

年 月 日

滋賀県知事 へ

主たる事務所の所在地  
商号または名称  
代表者氏名

- 1 営業内容 素材生産業、造林業、製材業、木材流通業、  
土木建築業、造園業、その他（ ）
- 2 営業組織 株式会社、有限会社、その他会社、森林組合、  
協同組合、その他法人、個人、その他（ ）  
郵便番号  
電話番号  
木材業者登録番号 第 号  
設立年月日 年 月 日設立  
営業年数 年  
資本金(出資金) 円
- 3 法人登記事項証明書または住民票（別添のとおり）
- 4 納税証明書 （別添のとおり）
- 5 改善計画 （別添のとおり）
- 6 役職員情報一覧 （別添のとおり）
- 7 改善計画の対象となる事業所の名称および住所
- 8 滋賀県以外に営業区域に含まれる都道府県
- 9 滋賀県知事が認定後に公表する事業主情報のうち公表を望まない項目（該当があれば✓を記入）  
認定日 営業組織の別 改善計画の期間 事業主名 代表者の役職・氏名  
主たる事務所の所在地 技能者の在籍状況および技能者への処遇改善措置等の有無

## 様式2

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

### 1 改善計画の対象となる事業所

名称	住所

### 2 事業主の雇用管理および事業の現状

#### (1) 事業主の労働力の需給の動向

森林施業の実績が1年未満に該当の有無（有 無）どちらかに○
-------------------------------

(記載要領)

- 1 事業主の最近の労働力需給の状況について記載すること。
- 2 森林施業の実績が1年未満に該当する場合は、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）との共同計画書（様式4）を作成することとなるところ、この場合、個別の改善計画書（様式2）の添付が必要であるが、(2)以降の前年の実績の記載は不要とする。

#### (2) 組織

##### ア 役職員数

##### (ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

##### (イ) 職員数(雇用形態別)

雇用形態	雇用実績		
	林業現場作業職員	事務系等職員	計
常用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨時・季節	人	人	人
その他	人	人	人
合計	人	人	人

(記載要領)

- 1 雇用実績には、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないかまたは4か月以上の雇用期間が定

められているもの(季節労働を除く)をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。

5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。

6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

### (3) 雇用管理

#### ア 雇用管理体制

##### (ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名	
		役職	氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

##### (イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

事業所名	交付の有無	文書の内容
		(別添)

(記載要領)

1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

2 交付している文書(労働条件通知書等)の様式および労働基準法第89条に基づく就業規則の写しを添付すること。

※労働基準法第89条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。(以下略)

##### (ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考
労災保険	人	労災保険の保険料率 %
雇用保険	人	事業の種類 メリット制の適用
健康保険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。

2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。

3 健康保険被保険者数および厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。

4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社退職金制度を含めて記載すること。

- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(工) 労働災害の発生状況

過去5年間の労働災害(休業4日以上、死亡災害)の発生件数	年	年	年	年	年
	件	件	件	件	件

区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局長による無災害記録証	( )	( )	( )	( )	( )

(記載要領)

- 1 該当する欄に○印を記載し、( )内に直近の無災害記録の起算日を記載すること。
- 2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

(記載要領)

- 1 林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、安全対策、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由が分かるように記載すること。
- 2 林業技能士等の資格の有無を給与や能力評価に反映するなどの処遇措置を実施している場合はその内容を記載し、処遇内容が分かる資料を添付すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間(      年 月 日から      年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)
林業	素材生産	主伐	m3 百万円
		間伐	m3 百万円
		計	m3 百万円
	造林	植付	ha 百万円
		下刈り	ha 百万円
		そ	( ) 百万円
		の	( ) 百万円
		他	( ) 百万円
		計	百万円
	上記以外		

林業関連その他		百万円
合計	—	百万円

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外には、森林作業道の開設、改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

#### イ 事業区域

区分		事業区域	備考
林業	素材生産	県 市(町)	
	造林	県 市(町)	
	上記以外	県 市(町)	
林業関連その他		県 市(町)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域または県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

#### ウ 雇用量および労働生産性

事業期間( 年 月 日から 年 月 日)

区 分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、ha/人日)	
林業	素材 生産	主伐	人日	m <sup>3</sup> /人日	
		間伐	人日	m <sup>3</sup> /人日	
		計	人日	m <sup>3</sup> /人日	
	造林	植付		人日	ha/人日
		下刈り		人日	ha/人日
		そ の 他	( )	人日	*/人日
			( )	人日	*/人日
			( )	人日	*/人日
	計		人日	*/人日	
	上記以外		人日	*/人日	
林業関連その他			人日	*/人日	
合計			人日	—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機種	台数	稼働日数	稼働時間
	台( 台)	日	
	台( 台)	日	
合計	台( 台)	日	

(記載要領)

- 1 台数および稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数および稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( )書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人数	備考
合計		
うち林業現場作業職員に係るFL、FM、1級および2級林業技能士の合計		

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、林業技能士、その他の技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
  - ア フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施行に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・

提案し、合意形成を図る者とする。

エ 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再生林の推進など、これらの経営を担う者とする。

オ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。

カ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む)とする。

キ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

ク その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)等とする。

2 人数には、計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。

#### カ 組織化の取組状況

年月	実施内容

(記載要領)

合併、事業の協業化等を実施した場合には、記載すること。

#### キ 資本および負債等

##### (ア) 財務諸表

計画の認定を受けようとする最近3か年の貸借対照表および損益計算書を添付すること。

ただし、最近3か年の財務諸表がない場合は、添付可能な年分および可能な限り試算表等を添付するものとする。

##### (イ) 資金調達方法

区分	金額	備考(適用事業)
自己資金	千円	
借入金	市中資金	千円
	制度資金	千円
その他資金	千円	

(記載要領)

制度資金にあつては、適用資金別、適用事業別に記載すること。

### 3 改善措置の目標、内容、実施時期

#### (1) 改善措置の基本方針

実施期間( 年 月 日から 年 月 日)	
雇用管理の改善の取組方針	
事業の合理化の取組の方針	

(2) 改善措置の実施項目

雇用管理の改善		事業の合理化	
雇用の安定化		事業量の安定的確保	
労働条件の改善		生産性の向上	
労働安全の確保		「新しい林業」の実現に向けた対応	
募集・採用の改善		林業労働者のキャリアに応じた技能向上	
教育訓練の充実		その他事業の合理化 ( )	
女性労働者等の活躍・定着の促進		( )	
高年齢労働者の活躍の促進		( )	
障害者雇用の促進		( )	
その他の雇用管理の改善 ( )		( )	
( )		( )	

(記載要領)

- 雇用管理の改善、事業の合理化のそれぞれについて、実施する改善措置の項目に○印を記入すること。
- ただし、募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

(3) 改善措置の目標、内容、実施時期

ア 役職員および組織

(ア) 役員数 (常勤 名) (非常勤 名)

(イ) 職員数

区分		採用計画					目標年次の職員数
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
林業現場 作業職員	常用 (うち通年)	人 ( 人)					
	臨時・季節	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人
合 計		人	人	人	人	人	人

(記載要領)

- 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分に同じ。
- 採用計画の欄には、当該年次の採用予定者数を記載すること。
- 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場作業職員数に採用予定者数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区分	内容	実施時期
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

(記載要領)

- 1 経営形態の変更、資本金(出資金)の増額、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 2 資本金(出資金)を増資する場合には、増資する額および資金調達方法について記載すること。
- 3 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

イ 雇用管理

(ア) 雇用の安定化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(ア)を参考に記載すること。

(イ) 労働条件の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(イ)を参考に記載すること。

(ウ) 労働安全の確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(ウ)を参考に記載すること。

(工) 募集・採用の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、他の雇用管理の改善の実施項目とともに取り組むこと。

(オ) 教育訓練の充実

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(オ)を参考に記載すること。

(カ) 女性労働者等の活躍・定着の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		

2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

- 1 女性労働者等の雇用がない場合、女性労働者等の雇用または雇用に向けた措置について、既に女性労働者等を雇用している場合は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)における一般事業主行動計画の策定等について記載すること。
- 2 改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(カ)を参考に記載すること。

(キ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(キ)を参考に記載すること。

(ク) 障害者雇用の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(1)(ク)を参考に記載すること。

(ケ) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法

1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

ウ 事業の合理化

(ア) 事業量の安定的確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(ア)を参考に記載すること。

a 事業の種類および事業区域

区分	事業拡大の目標および内容	事業区域	実施時期
素材生産			
造林			
上記以外			

(記載要領)

- 1 事業の区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業の拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

b 事業量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材 生産	主伐	m3	m3	m3	m3	m3
	間伐	m3	m3	m3	m3	m3
	計	m3	m3	m3	m3	m3
造林	植付	ha	ha	ha	ha	ha
	下刈り	ha	ha	ha	ha	ha
	そ ( )	*	*	*	*	*

	の	( )	*	*	*	*	*
	他	( )	*	*	*	*	*
	計		*	*	*	*	*
上記以外			*	*	*	*	*

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ

c 雇用量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生産	主伐	人日	人日	人日	人日	人日	
	間伐	人日	人日	人日	人日	人日	
	計	人日	人日	人日	人日	人日	
造林	植付	人日	人日	人日	人日	人日	
	下刈り	人日	人日	人日	人日	人日	
	その他	( )	人日	人日	人日	人日	人日
		( )	人日	人日	人日	人日	人日
		( )	人日	人日	人日	人日	人日
計	人日	人日	人日	人日	人日		
上記以外		人日	人日	人日	人日	人日	

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ

(イ) 生産性の向上

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(イ)を参考に記載すること。

a 労働生産性

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
----	-----	-----	-----	-----	---------------

素材 生産	主伐	m <sup>3</sup> /人日					
	間伐	m <sup>3</sup> /人日					
	計	m <sup>3</sup> /人日					
造林	植付	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	
	下刈り	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	
	その他	( )	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日
		( )	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日
		( )	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日
計	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日	* /人日		
上記以外		* /人日					

(記載要領)

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した数値とする。

b 資本装備（機械保有台数）

機種	整備計画					目標年次の保有台数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械およびレンタル機械を含めること。ただし、レンタル機械は( )書外数
- 2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)の工の現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数を記載すること。

(ウ) 「新しい林業」の実現に向けた対応

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(ウ)を参考に記載すること。

(エ) 林業労働者のキャリアに応じた技能向上

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の内容については、(別紙)改善措置の目標記載事項の例(参考)の(2)(I)を参考に記載すること。

a 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人

(記載要領)

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(オ) その他の事業の合理化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

4 改善措置を実施するために必要な資金の額およびその調達方法

ア 雇用管理の改善

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善		千円			
労働安全の確保		千円			

募集・採用の改善		千円			
教育訓練の充実		千円			
女性労働者等の活躍・ 定着の促進		千円			
高齢労働者の活躍の促進		千円			
障害者雇用の促進		千円			
その他の雇用管理改善		千円			
合計		千円			

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を( )書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

イ 事業の合理化

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
事業量の安定的確保		千円			
生産性の向上		千円			
「新しい林業」の実現 に向けた対応		千円			
林業労働者のキャリア に応じた技能向上		千円			
その他の事業の合理化		千円			
合計		千円			

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を( )書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

(別紙)

改善措置の目標記載事項の例 (参考)

(様式2) 労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書の3(3)イおよびウの改善措置の目標の内容に当たっては、以下の事項例を参考に記載すること。

(1) 雇用管理の改善

改善措置の実施項目	取り組むべき・取り組むことが望ましい事項の例	参考 (法令等)
(ア)雇用の安定化	通年雇用化の取組の推進	
	月給制の導入	
(イ)労働条件の改善	所得の確保	
	ハラスメント防止対策 (義務)	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法
	労働時間の短縮、休日数の増加	労働基準法
	働き方改革の推進、週休制の導入	
	社会保険等の加入 (任意加入の場合)	健康保険法 厚生年金保険法 雇用保険法 労働者災害補償保険法
	退職金共済制度の加入	中小企業退職金共済法
	林業技能士等有資格者の処遇改善 ・有資格者に対する手当や給与体系への反映 ・資格の有無も要素に含めた能力評価の仕組みの導入 ・資格の取得を含めた従事者のキャリアアップの仕組みの導入 ・上記を実施するための課題の洗い出しや外部コンサルタントへの相談、仕組みの試行	
(ウ)労働安全の確保	労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底	
	経験や年齢に応じた安全作業に資する研修 (安全衛生教育の義務)	労働安全衛生法
	振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等	
	緊急時の連絡体制の確保	
	熱中症の予防や蜂刺され災害の防止等の取組	
	林道等整備によるアクセスの改善	
	休憩施設の整備	

(I)募集・採用の改善	センターによる委託募集の活用、合同求人説明会への参加	
(オ)教育訓練の充実	教育訓練（OJT）および教育訓練（OFF-JT）の計画的な実施	
	学びなおしの機会の充実	
(カ)女性労働者等の活躍・定着の促進	一般事業主行動計画策定・情報公表（常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は義務）や「えるぼし認定」等の取組	女性活躍推進法
	就業者と就業に関心を有する者との交流機会の創出	
	トイレや更衣室の整備	
	作業方法や安全対策の配慮	
	ハラスメント防止対策（義務）	労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法
(キ)高年齢労働者の活躍の促進	高年齢者雇用・就業確保措置の適正な運用	
	作業方法の見直し、適正な配置等適切な雇用管理	
(ク)障害者雇用の促進	障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し等の適正な雇用管理（常時雇用する労働者の数が一定以上の規模の事業主は義務）	障害者雇用促進法

## (2) 事業の合理化

改善措置の実施項目	取り組むことが望ましい事項の例
(ア)事業量の安定的確保	森林施業プランナー等の人材の育成
	森林経営管理制度による経営管理実施権の設定の活用
	樹木採取権制度への参加
(イ)生産性の向上	高性能林業機械等の導入
	地域に適した作業システムの検討
	林道等の生産基盤の整備等
	作業システムの整備に必要な人材の育成
	日報の活用による作業システムの改善
	多能工化の取組
(ウ)「新しい林業」の実現に向けた対応	新たな造林技術に関する知識を持つ造林手や、スマート林業等の技術の活用に必要な知識等を持つデジタル人材の育成
(エ)林業労働者のキャリアに応じた技能向上	林業就業に必要な基本的な知識や技術、技能の習得に関する研修
	一定程度の経験を有する林業労働者を対象とした技術や知識の習得
	複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練
	森林施業プランナーや森林経営プランナー等の育成

様式3

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書

年 月 日

滋賀県知事 へ

代表者の所在地  
商号または名称  
代表者氏名

1 構成員 (別添のとおり)

2 改善計画 (別添のとおり)

(構成員の個別の改善計画および役職員情報一覧についても  
添付のこと)

3 滋賀県知事が認定後に公表する事業主情報のうち公表を望まない項目 (該当があれば✓を記入)  
認定日 営業組織の別 改善計画の期間 事業主名 代表者の役職・氏名  
主たる事務所の所在地 技能者の在籍状況および技能者への処遇改善措置等の有無

#### 様式 4

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

#### 1 計画策定事業主の概要

事業主名	所在地	代表者	事業内容	木材業者登録番号	資本金	従業員数
					千円	人
					千円	人
					千円	人
					千円	人
支援センター						

#### 2 事業策定事業主の労働力の需給の動向

--

#### 3 計画策定事業主の雇用管理および事業の現状

1 雇用管理の現状  2 事業の現状
--------------------------

(記載要領)

雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の現状および事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能の向上その他の事業の現状について、共同して4の(2)の改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

#### 4 共同の改善措置の計画

##### (1) 共同改善計画の実施期間

年 月	~	年 月
-----	---	-----

(記載要領)

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は5年間(終期は5年目の日の属する事業年度の末日まで)以内とする。

(2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

ア 雇用管理の改善

項目	実施の有無(○または×)	参加事業主数
雇用の安定化		
労働条件の改善		
労働安全の確保		
募集・採用の改善		
教育訓練の充実		
女性労働者等の活躍・定着の促進		
高年齢労働者の活躍の促進		
障害者雇用の促進		
その他の雇用管理の改善		

(記載要領)

募集・改善の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと

イ 事業の合理化

項目	実施の有無(○または×)	参加事業主数
事業量の安定的確保		
生産性の向上		
「新しい林業」の実現に向けた対応		
林業労働者のキャリアに応じた技能向上		
その他の事業の合理化		

(3) 共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法ならびに必要とする資金の額および調達方法

ア 雇用管理

(雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の改善)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

#### イ 事業の合理化

(事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能向上、その他の事業の合理化)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

#### ウ 資金調達方法

年次	項目	調達方法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	千円	千円	千円	千円	
2年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	千円	千円	千円	千円	
3年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	千円	千円	千円	千円	
4年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	千円	千円	千円	千円	
5年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	千円	千円	千円	千円	

#### 5 林業労働力確保支援センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者および内容

##### (1) 募集従事者

氏名	
役職	

(記載要領)

センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

(2) 募集内容

賃金	
労働時間および休日	
その他の募集内容	

(記載要領)

共同改善計画の構成員の平均的な募集内容を記載すること。

6 その他

共同改善措置の実施体系図（別添のとおり）

様式 5(申請者用)

改善計画認定通知書

滋賀県指令び流第 号

(申請者)

年 月 日付けで申請のあった改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定します。

年( 年) 月 日

滋賀県知事

印

様式 6(関係機関用)

年 月 日

(関係機関の長) へ

滋賀県知事

改善計画の認定について（通知）

年 月 日付けで(申請者)から申請のあった改善計画について、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 3 項の規定により認定したので通知します。

改善計画変更認定申請書

年 月 日

滋賀県知事 へ

主たる事務所の所在地  
商号または名称  
代表者氏名

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更事項の内容(別添のとおり)
  
- 2 変更の理由
  
- 3 滋賀県知事が認定後に公表する事業主情報のうち公表を望まない項目(該当があれば✓を記入)  
認定日 営業組織の別 改善計画の期間 事業主名 代表者の役職・氏名  
主たる事務所の所在地 技能者の在籍状況および技能者への処遇改善措置等の有無

(添付資料)

- (1) 変更後の内容を記載した様式 2 「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」(共同改善計画の認定事業主にあつては様式 4 および様式 2)
- (2) 様式 13 「改善措置実施状況報告書」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (3) 認定事業主の最近 3 年間の事業報告書、貸借対照表および損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近 2 年間の事業状況および事業用資産の概要を記載した書類。既に提出したものは除きます。)

改善計画変更届出書

年 月 日

滋賀県知事 あて

主たる事務所の所在地  
商号または名称  
代表者氏名

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、滋賀県林業事業体の雇用管理の改善および事業の合理化のための改善計画認定要領第 7 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり）
  
- 2 変更の理由
  
- 3 滋賀県知事が改善計画変更届出書の受理後に公表する事業主情報のうち公表を望まない項目（該当があれば✓を記入）
  - 認定日 営業組織の別 改善計画の期間 事業主名 代表者の役職・氏名
  - 主たる事務所の所在地 技能者の在籍状況および技能者への処遇改善措置等の有無

様式 9(申請者用)

年 月 日

改善計画変更認定通知書

(申請者) 様

滋賀県知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 3 項の規定により認定します。

様式 10(関係機関用)

年 月 日

改善計画変更認定通知書

(関係機関の長) 様

滋賀県知事

年 月 日付けで(認定事業主)から申請のあった改善計画の変更について、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 3 項の規定により認定したので通知します。

改善計画認定取消通知書

(認定事業主) 様

滋賀県知事

年 月 日付けで認定したあなたの改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

取消しの理由

様式 12(関係機関用)

年 月 日

改善計画認定取消通知書

(関係機関の長) 様

滋賀県知事

年 月 日付けで認定した(認定事業主)の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

改善措置実施状況報告書

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況(\*年次)を報告します。

年 月 日

(一社)滋賀県造林公社  
 (滋賀県林業労働力確保支援センター)  
 理事長 あて

主たる事務所の所在地  
 商号または名称  
 代表者氏名

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点および今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化		
	労働条件の改善		
	労働安全の確保		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	女性労働者等の活躍・定着の促進		
	高年齢労働者の活躍の促進		
	障害者雇用の促進		
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )		
事業の合理化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	「新しい林業」の実現に向けた対応		
	林業労働者のキャリアに応じた技能向上		
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )		

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理および事業の現状(\*年次)

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数

雇用形態	雇用実績			うち採用者数
	林業現場作業職員	事務系等職員	計	
常用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨時・季節	人	人	人	人
その他	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

(記載要領)

- 1 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないかまたは4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名
		役職 氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書(労働条件通知書等)の様式および労働基準法第89条に基づく就業規則の写しを添付すること。

※労働基準法第89条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。(以下略)

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考
労災保険	人	労災保険の保険料率 %
雇用保険	人	事業の種類
健康保険	人	メリット制の適用
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること
- 3 健康保険被保険者数および厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。
- 4 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社退職金制度を含めて記載すること。
- 5 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 6 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

事業期間( 年 月 日から 年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)
林業	素材生産	主伐	m 百万円
		間伐	m <sup>3</sup> 百万円
		計	m <sup>3</sup> 百万円
	造林	植付	ha 百万円
		下刈り	ha 百万円

	その他	( )	*	百万円
		( )	*	百万円
		( )	*	百万円
		計	*	百万円
	上記以外		*	百万円
林業関連その他			*	百万円
合計			—	百万円

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。
- 3 素材生産の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

#### イ 事業区域

区分		事業区域	備考
林業	素材生産	県 市(町)	
	造林	県 市(町)	
	上記以外	県 市(町)	
林業関連その他		県 市(町)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域または県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

#### ウ 雇用量および労働生産性

事業期間( 年 月 日から 年 月 日)

区分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、ha/人日)	
林業	素材生産	主伐	人日	m <sup>3</sup> /人日	
		間伐	人日	m <sup>3</sup> /人日	
		計	人日	m <sup>3</sup> /人日	
	造林	植付	人日	ha/人日	
		下刈り	人日	ha/人日	
		その他	( )	人日	*/人日
			( )	人日	*/人日

	他 ( )	人日	*/人日
	上記以外	人日	*/人日
林業関連その他		人日	*/人日
合計		人日	—

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。

## エ 資本装備

### 林業機械保有台数

機種	台数	稼働日数	備考

(記載要領)

- 1 台数および稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数および稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については( )書外数とすること。

## オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人数	備考
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
合計	( )	
うち林業現場作業職員に係るFL、FM、1級および2級林業技能士の合計	( )	

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、林業技能士、その他の技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
  - ア フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受

講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。

ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。

エ 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者とする。

オ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。

カ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。

キ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

ク その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)等とする。

2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該年度に新たに養成した人数を( )書内数として明記すること。

### 3 役職員情報一覧 (別添のとおり)

### 4 滋賀県知事が改善措置実施状況報告書の受理後に公表する事業主情報のうち公表を望まない項目 (該当があれば✓を記入)

- 認定日 営業組織の別 改善計画の期間 事業主名 代表者の役職・氏名  
主たる事務所の所在地 技能者の在籍状況および技能者への処遇改善措置等の有無

改善措置実施結果報告

年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善および森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

年 月 日

(一社)滋賀県造林公社  
 (滋賀県林業労働力確保支援センター)  
 理事長 あて

主たる事務所の所在地  
 商号または名称  
 代表者氏名

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	労働安全の確保	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	女性労働者等の活躍・定着の促進	
	高年齢労働者の活躍の促進	
	障害者雇用の促進	
その他の雇用管理の改善 ( ) ( )		
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	「新しい林業」の実現に向けた対応	
	林業労働者のキャリアに応じた技能向上	
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。